

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付要綱

(令和5年6月1日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、原油価格の高騰、環境変化等に直面する市内ものづくり企業を支援するため、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金又は省エネルギー投資促進支援事業費補助金（以下これらを「国補助金」という。）を活用して脱炭素化又は経営基盤の強化に取り組む事業者に対して、予算の範囲内において各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年度以後に採択された国補助金の交付の決定を受けた者のうち、市内で当該国補助金の交付の対象となる事業を行う者
- (2) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。）で、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類E製造業に属する産業を営む者
- (3) 市税を滞納していない者

2 国補助金をリース事業者（バルクリース事業者を除く。）又はESCO事業者（以下「共同事業者」という。）と共同で申請した者は、補助金を共同で申請する場合に限り補助対象者とする。この場合において、代表事業者（共同で申請した者のうち、国補助金により導入する設備を使用する事業者をいう。以下同じ。）は前項各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める国補助金の区分及び事業の区分に応じ、国補助金の交付の対象となる経費（以下この条において「補助対象経費」という。）の額に同表に定める補助率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、同表に定める上限額を限度とする。ただし、補助金と国補助金とを合算した額が補助対象経費の額を超えないものとする。

（事業計画の提出）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国補助金を単独で申請した者にあつては各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金事業計画書（様式第1号）に、共同で申請した者にあつては各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金事業計画書（共同用）（様式第1号の2）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）国補助金の交付決定通知書の写し
- （2）国補助金の交付に係る申請書その他の提出書類の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

2 前項の各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金事業計画書（共同用）を提出する者は、次に掲げる事項に同意するものとする。

- （1）共同事業者は、リース料又はE S C O料から補助金に相当する額を減額して代表事業者に請求すること。
- （2）補助金の振込先は、国補助金の振込先と同じとすること。

3 第1項の計画書の提出は、国補助金の交付決定通知書による通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（事業計画の変更等）

第5条 申請者が国補助金に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を受けたときは、次に掲げる書類を添付し、国補助金を単独で申請した者にあつては各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金事業計画（変更・中止・廃止）届（様式第2号）により、共同で申請した者にあつては各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金事業計画（変更・中止・廃止）届（共同用）（様式第2号の2）により速やかに市長に届け出なければならない。

- （1）国補助金の事業の変更、中止又は廃止に係る承認通知書の写し
- （2）国補助金の事業の変更、中止又は廃止に係る承認申請書その他の提出書類の写し

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、国補助金を単独で申請した者にあつては各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）に、共同で申請した者にあつては各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付申請書兼請求書（共同用）（様式

第3号の2)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 国補助金の確定通知書の写し
- (2) 国補助金の実績報告書その他の提出書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書兼請求書の提出は、国補助金の確定通知書による通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 国補助金の交付の決定を取り消されたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産に該当するものを、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする補助事業者は、国補助金を単独で申請した者にあつては各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金財産処分申請書（様式第5号）を、共同で申請した者にあつては各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金財産処分申

請書（共同用）（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の適否を決定し、各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金財産処分承認（不承認）決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。この場合において、市長は、補助事業者が取得財産等の処分により収入を得る、又は収入を得ると認めるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

4 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（関係書類の整備等）

第 11 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度以後 5 年間保存しなければならない。ただし、別表に掲げる CO2 削減計画策定支援事業を行う場合であつて、前条第 1 項の規定により処分の制限を受ける取得財産等があるときは、この条本文に規定する期間を経過する日又は同項ただし書に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

（手続の統合及び省略）

第 12 条 規則第 19 条の規定により、規則第 4 条の規定による補助金の交付の申請及び規則第 14 条第 2 項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第 11 条の規定による補助事業の実施報告及び規則第 13 条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 28 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 18 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 31 日決裁）

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条及び第11条並びに様式第5号から様式第7号までの規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請を行う者について適用し、同日前に補助金の交付の申請を行った者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

国補助金の区分	事業の区分	補助率	上限額
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	ＣＯ２削減計画策定支援事業	4分の1	25万円
省エネルギー投資促進支援事業費補助金	（Ⅲ）設備単位型	6分の1	125万円

年 月 日

（宛先）各務原市長

所 在 地
名 称
代 表 者 の 役 職
代 表 者 氏 名

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金事業計画書

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり事業計画書を提出し、誓約事項のとおり誓約します。

記

1 補助事業の事業計画

国補助金の交付申請時に添付した補助事業計画書のとおり

2 誓約事項

私又は私が代表を務める団体等は、暴力団等（各務原市補助金交付規則第 3 条の 3 各号に掲げるものをいう。）ではありません。

3 添付書類

- （1）国補助金の交付決定通知書の写し
- （2）国補助金の交付に係る申請書その他の提出書類の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

4 連絡先

担当者 (書類作成者)	所属・氏名	
	電 話 番 号	
	電子メール	

5 その他参考事項（承諾、希望する場合にチェック（☑）を入れてください。）

- ☐ 交付決定通知書等の補助金の交付に係る通知書への公印の省略について承諾します。
（省略の目的：通知書到着期間短縮等の事務効率化）
※☐にチェック（☑）を入れた場合のみ、公印を省略します。

公印の省略に承諾した方で次を希望する場合、チェック（☑）を入れてください。

- ☐ 補助金の交付に係る通知書を電子データで受け取ることを希望します。

年 月 日

（宛先）各務原市長

代表事業者 所 在 地

名 称

代 表 者 の 役 職

代 表 者 氏 名

共同事業者 所 在 地

名 称

代 表 者 の 役 職

代 表 者 氏 名

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金

事業計画書（共同用）

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり事業計画書を提出し、誓約事項のとおり誓約します。

記

1 補助事業の事業計画

国補助金の交付申請時に添付した補助事業計画書のとおり

2 誓約事項

私又は私が代表を務める団体等は、暴力団等（各務原市補助金交付規則第 3 条の 3 各号に掲げるものをいう。）ではありません。

3 添付書類

- （1）国補助金の交付決定通知書の写し
- （2）国補助金の交付に係る申請書その他の提出書類の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

4 連絡先

担当者 (書類作成者)	所属・氏名	
	電話番号	
	電子メール	

5 その他参考事項（承諾、希望する場合にチェック（☑）を入れてください。）

☐ 交付決定通知書等の補助金の交付に係る通知書への公印の省略について承諾します。（省略の目的：通知書到着期間短縮等の事務効率化）

※☐にチェック（☑）を入れた場合のみ、公印を省略します。

公印の省略に承諾した方で次を希望する場合、チェック（☑）を入れてください。

☐ 補助金の交付に係る通知書を電子データで受け取ることを希望します。

《注意事項》

- ・次の項目を確認し、了承の場合はチェックボックス☐にチェックを入れてください。
- ・以下のチェックボックス☐のすべてにチェックがない場合は、補助金の交付対象とはなりません。

《確認項目》

- ☐ 市補助金の申請は国補助金と同様に共同名義で行うこと。
 - ☐ 市補助金の振込先は国補助金の振込先と同じにすること。
 - ☐ 共同事業者は、代表事業者へのリース料又はE S C O料の請求において市補助金相当額を差し引いた額で請求するものとする。
- ※市補助金相当額を差し引いた後の請求額がわかる書類を添付すること。

年 月 日

（宛先）各務原市長

所 在 地

名 称

代表者の役職

代表者氏名

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金

事業計画（変更・中止・廃止）届

年 月 日付けで提出した事業計画を（変更・中止・廃止）しましたので、
各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり
届け出ます。

記

添付書類

- （1）国補助金の事業の変更、中止又は廃止に係る承認通知書の写し
- （2）国補助金の事業の変更、中止又は廃止に係る承認申請書その他の提出書類の写し

年 月 日

（宛先）各務原市長

代表事業者 所在地

名称

代表者の役職

代表者氏名

共同事業者 所在地

名称

代表者の役職

代表者氏名

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金

事業計画（変更・中止・廃止）届（共同用）

年 月 日付けで提出した事業計画を（変更・中止・廃止）しましたので、
各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり
届け出ます。

記

添付書類

- （1）国補助金の事業の変更、中止又は廃止に係る承認通知書の写し
- （2）国補助金の事業の変更、中止又は廃止に係る承認申請書その他の提出書類の写し

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者の役職
代 表 者 氏 名

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金
交付申請書兼請求書

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金の交付を受けたいので、各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により申請します。

なお、この申請に係る審査を行うに当たり、市が申請者の市税の納入状況を調査すること並びに国又はその委託を受けた事務局等から国補助金の申請及び交付状況に係る個人情報の提供を受けることを承諾します。

また、補助金の交付の決定があったときには、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 交付申請額 金 円

2 補助金の振込先

金 融 機 関 名	銀行 金庫		本店 支店
	農協 組合		出張所
預 金 の 種 類	普通 ・ 当座	口 座 番 号	
フリガナ			
口 座 名 義 人			

3 添付書類

- （１）国補助金の確定通知書の写し
- （２）国補助金の実績報告書その他の提出書類の写し
- （３）その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）各務原市長

代表事業者 所在地

名称

代表者の役職

代表者氏名

共同事業者 所在地

名称

代表者の役職

代表者氏名

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金

交付申請書兼請求書（共同用）

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金の交付を受けたいので、各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

なお、この申請に係る審査を行うに当たり、市が申請者の市税の納入状況を調査すること並びに国又はその委託を受けた事務局等から国補助金の申請及び交付状況に係る個人情報の提供を受けることを承諾します。

また、補助金の交付の決定があったときには、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 交付申請額 金 円

2 補助金の振込先

金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協 組合			本店 支店 出張所
預 金 の 種 類	普通 ・ 当座	口 座 番 号		
フリガナ				
口 座 名 義 人				

3 添付書類

- (1) 国補助金の確定通知書の写し
- (2) 国補助金の実績報告書その他の提出書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金の交付について、各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

審 査 結 果	交 付 不 交 付
交付決定金額	円
交 付 条 件	1 虚偽その他不正な行為により交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものであること。 2 市長若しくはその委任を受け、若しくはその命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち取得価格又は効用の増加額が単価 5 0 万円以上の機械、器具、備品その他の財産に該当するものを、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。ただし、耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。 4 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、要綱第 1 1 条に規定する期間保存しなければならないこと。
不交付の理由	

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 所在地
名 称
代表者の役職
代表者氏名

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金
財産処分申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助事業により
取得した財産等を処分したいので、各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付要
綱第 10 条第 2 項の規定により申請します。

記

1 処分の内容

① 処分する財産名等

② 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと）及び処分予定日

処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分理由

※取得財産等の処分により収入を得る、又は収入を得ると認めるときは、その収入
の全部又は一部を市に納付させることがあります。

年 月 日

（宛先）各務原市長

代表事業者 所在地
名称
代表者の役職
代表者氏名
共同事業者 所在地
名称
代表者の役職
代表者氏名

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金
財産処分申請書（共同用）

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助事業により取得した財産等を処分したいので、各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

記

1 処分の内容

① 処分する財産名等

② 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分理由

※取得財産等の処分により収入を得る、又は収入を得ると認めるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金
財産処分承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で承認申請がありました財産処分については下記のとおり
決定しましたので、各務原市ものづくり脱炭素推進事業補助金交付要綱第 1 0 条第 3
項の規定により通知します。

記

審査結果	承認	不承認
承認の条件		
不承認の理由		